Hiroshima Peace Science 28 (2006)

森戸辰男の平和論

小池 聖一

広島大学文書館

広島大学平和科学研究センター兼任研究員

Tatuo Morito's Theory of Peace

Seiichi KOIKE

Hiroshima University Archives

Research Associate, Institute for Peace Science, Hiroshima University

SUMMARY

Tatuo MORITO, who was the first president of Hiroshima University, was one of the most important Japanese intellectuals of the prewar and postwar period. He was involved in the establishment of the Constitution of Japan and was a politician after the war.

After MORITO retired from the House of Representatives, he became president of Hiroshima University and played an important role in peace issues, based on Hiroshima's history as the first place destroyed by atomic weapons. His aim in Hiroshima was to investigate the university and the peculiar meaning of peace, as it was symbolized by the word "HIROSHIMA". MORITO counted on the United Nations, and pushed forward with the restoration of Hiroshima as International peaceful city. MORITO claimed to advance the ideal of peace gradually and was opposed to anti-American forces, which were influenced by movements against atomic and hydrogen bombs and nationalistic ideologies. Even at the present, there are two different political opinions about Hiroshima and peace.

はじめに

60年前の昭和20年(1945年)8月15日、日本はポツダム宣言を受諾し、連合 国に無条件降伏した。この時、多くの人は、戦争から逃れて安堵し、少し時間 がたって、これからの生活に不安を感じたであろう。知識人の多くは、杜甫の 詩『春望』の「国破レテ山河アリ」との言葉を想起したといわれている。しか し、同年8月6日、原子爆弾の投下により、壊滅的な打撃をうけた広島の人々 は、8月15日を安堵のなかにむかえるどころではなかった。戦争の災禍が余り に大きく、そして、深かったのである。広島の人々にとって、時計の針は、昭 和20年8月6日午前8時15分で止まったままであった。また、知識人のなか にも、敗戦日本の進路をいち早く考えることができた者もいた。戦中期、逼塞 を余儀なくされ、栃木県の真岡に疎開していた森戸辰男もその一人であった⁽¹⁾。

敗戦後、日本は、連合国の占領下におかれた。広島は、占領軍のプレスコー ドにより原爆による惨状が正確に報道されないなか、復興の歩みを始めた。そ の歩みは、国際平和都市としての復興であり、平和都市建設法という特別立法 のもとで動き始めたのである。

このようななか、広島市にあり包括校の多くが原爆による被害を受けた広島 大学も、「新制広島大学」として、新たな第一歩を踏み出した。その初代学長と なったのが森戸辰男であった。

森戸辰男は、明治 21 年(1888 年)12 月 23 日、広島県福山市に生まれた。旧制 福山第一中学、第一高等学校、東京帝国大学法科大学経済学科と進み、そのま ま大学に残り、大正 3 年(1914 年)7 月末、26 歳で東京帝国大学法科大学助手、 同年 9 月に助教授となった。しかし、東京帝国大学が経済学部の創設でゆれる なか書いた「クロポトキンの社会思想の研究」と題する論文が無政府主義を鼓 吹するのだとして批判され、大正 9 年 1 月、大学を休職処分となった。その後、 新聞に取り上げられて問題が大きくなり、森戸は朝憲紊乱罪で起訴されて禁固 4 カ月の判決を受け、同年 10 月、東京帝国大学を去ることとなった。その後、森 戸は、大原社会問題研究所に研究拠点を移して、女子労働研究とともに、大阪 労働学校や神戸労働学校で労働者教育をおこなった。戦後は、地元福山市から 立候補。昭和21年(1946年)4月、社会党代議士となり、日本国憲法制定に関わ り、片山(哲)および芦田(均)両内閣では文部大臣を勤めた。しかし、総選挙で 大敗北を喫した日本社会党の再建にあたって森戸は、国民政党としての再生を 主張して「森戸・稲村論争」をおこなうが実質的に敗北。おりからの官民あげ ての広島大学初代校長への就任要請をうけて、代議士を辞職して、昭和25年5 月、新制広島大学初代学長に就任した。約13年間の広島大学長時代を含めて、 森戸は、国際的にはユネスコの国内委員会副委員長・委員長(昭和34年10月) となってユネスコの精神普及に努め、国際大学協会の振興に力を尽くすととも に、日米文化会議の中心としても活動した。また、教育面でも、日本育英会長(昭 和38年4月~昭和47年3月)および、広島大学長時代から「ミスター中教審」 と呼ばれ、中央教育審議会委員・会長(昭和42年7月~昭和46年7月)として 活動し、昭和46年の「第三の教育改革」と呼ばれたいわゆる「四六答申」を作 成した。このように森戸は、教育機会の拡大・普及、国際主義の理想を持ちつ つ、現実に対しては漸進的に問題解決を図るという姿勢を最後まで持ち続けた のであった⁽²⁾。

本稿では、この初代学長森戸辰男の平和論を通じて広島の平和について述べ ることとしたい。その際、戦後日本の平和をめぐる森戸の問題関心を整理すれ ば、以下の四点であった。

日本国内の問題として「平和憲法」をめぐる議論である。本問題は、「憲法 第九条」に集約されることとなる。「護憲」と「改憲」の対立点は、この「第九 条」の解釈と改正等をめぐる論争として現在も続いている。

戦後、「冷戦」下での日本の対応をめぐるものである。日本は、アメリカを 中心とする連合国によって占領下におかれ、「西側」諸国の一員として国際復帰 を果たした。しかし、「冷戦」のなかの「熱戦」であった朝鮮戦争およびベトナ ム戦争で、日本は、つねに「巻き込まれる」危険性があった。また、イデオロ ギー対立もあって国論は二分されたのである。

「原水爆禁止運動」に象徴される核兵器廃絶問題である。本問題は、世界 最初の被爆地広島にとって固有性をもつものであった。

「平和教育」の問題である。「平和」をどのように希求し、そして実現する

か、という問題である。

以下では、この四点の問題をめぐる森戸の所論を整理し、森戸の平和論にお ける「思想」と「行動」を分析する。

なお、森戸辰男の平和論は、一朝一夕に形成されたものではなく、彼の生涯 をかけて練成されたものである。具体的に、次の三点の特徴がある⁽³⁾。

第一が、旧制第一高等学校時代の恩師・新渡戸稲造の影響である。森戸は、 零落士族の家に生まれ、期待され、それに応えて旧制福山第一中学(現在の誠之 館高等学校)から難関の第一高等学校に入学した。この第一高等学校の校長であ ったのが新渡戸稲造であり、森戸は、弁論部等を通じて新渡戸の薫陶を受け、 新渡戸の国際主義に大きな影響を受けた⁽⁴⁾。

第二が、「森戸事件」である。大正九年、東京帝国大学法科大学経済学部の助 教授であった森戸辰男は、無政府主義者「クロポトキン」の思想に関心を持ち、 経済学部機関紙『経済学研究』創刊号に「クロポトキンの社会思想の研究」を 掲載した。森戸の所論は、クロポトキンの「理想」を高く評価しながらも、そ の理想への階梯を漸進的にとらえることを唱えたものであったが、帝国大学教 官として思想的に問題があるとして「朝憲紊乱罪」に問われて獄に繋がり、東 大を去った。しかし、後を考える上で、この事件は、森戸にとって「理想」と 「現実」を分けるとともに、「理想」の実現は漸進的でなければならない、とい う信念を形成されたと考えられるからである。そのうえで、森戸は、「理想か現 実かという二者択一の形でなく、この二つの間に絶えざる緊張関係を持続させ つつ、しかもその接近をはかっていくということが、むずかしいけれども、同 時に最も根本的な人生課題である、ということにほかなりません」と述べてい る⁽⁵⁾。

第三が、第一次大戦敗戦直後のドイツを体感していたことである。森戸は、 大正 10 年(1921 年)5 月から同 12 年 2 月まで、大原社会問題研究所から洋書収 集の目的でドイツに留学した。そこで森戸は、敗戦による混乱が民族内の対立 を根深いものとすることを目の当たりにしていた。

このような三点の特徴は、全て基本的に戦前に生成されたものであった。そ して、森戸は、この特徴を戦後も持ち続け、思想的に深化させていったのであ

- 5 -

1.森戸辰男の「平和論」

敗戦後、連合国による間接統治下という条件のなか、森戸にとって日本にお ける「平和」は、三つの局面をもっていた。第一は、所論・文化国家建設論の 前提としての「平和国家」論であり、第二が、大日本国憲法改正・日本国憲法 制定過程での「平和」認識である。そして、第三が国際主義にもとづく「平和」 論であった。この三点は、相互に影響・連関するなか、森戸は、敗戦後の混乱 と急激な変化を回避し、漸進的な改革を志向したのであった。

(1)文化国家建設の前提としての平和国家

森戸は、大原社会問題研究所存続のため、政治家に転身し、大阪時代の大原 社会問題研究所および大阪労働学校の関係から、日本社会党創設に加わった(旧 日本労働党系)。そして、郷里の広島県福山市(旧広島三区)から立候補し、代議 士となった。

政治家としての森戸は、吉田茂率いる自由党と対峙し、一方で、救国民主戦 線を創る過程で決裂した共産党とも対立していった⁽⁶⁾。このようななか、森戸 は、第一次大戦後、ドイツが再び戦争への道を歩んだことを反面の教訓にする とともに、第一次大戦後、ドイツが「学芸思想の世界に於て今後ドイツはヨー ロッパ或は世界の王者となる、といふ目標で国を興さなければならぬ。すなわ ち文化国家の建設によって敗残のドイツをもう一度建直さう」としたことをう けて、文化国家としての再生をめざしたのであった⁽⁷⁾。森戸の文化国家論は、 「円本」に代表される大衆文化ではなく、文化人による文化の大衆化と、民衆 が文化の担い手になるため教養的教育機関の充実を条件とした「民主的文化国 家」論であった。しかし、敗戦直後の日本は文化国家の基礎を構築する時期に あるとして、「民主国家」「社会的国家」「平和国家」の建設を主張したのであっ た。このなかで述べられている「平和国家」とは、戦争を文化の敵とした上で、 独立後の戦前状態への復帰と、戦争の持続による「革命」に反対して、国際社 会に信頼される平和国家の漸進的な建設を説くものであった⁽⁸⁾。

(2)憲法の制定と森戸

森戸は、第九十回帝国議会憲法改正特別委員会委員・衆議院帝国憲法改正案 委員小委員会委員として日本国憲法の制定に参画した。その際、森戸は、直訳 的なGHQ草案を日本人に訴える表現にするように腐心し、自ら見た敗戦国の 理想的憲法・ワイマール憲法を日本国憲法に盛り込もうと努力した⁽⁹⁾。同時に、 日本国憲法が平和憲法であること高く評価した。なかでも森戸が評価したのは、 憲法前文の国際的な平和主義であり、憲法第九条第二項の戦力の不保持、すな わち非武装論ではなかった⁽¹⁰⁾。

とはいえ、森戸が憲法第九条に反対していたわけではない。本憲法改正小委 員会、通称芦田委員会で、憲法第九条第二項の冒頭に「前項の目的を達するた め」の一文が入ったことも(芦田修正)、成立時は、非武装を日本国民自らの意 思でおこなうことを意味していた。後に、芦田修正は、自衛のための戦力を保 持できる解釈改憲の典拠ともなっていくが、この議論がおこなわれた第三回委 員会で森戸は、憲法第九条について何も発言していない。修正時点で森戸も非 武装論に賛成していたのであった。むしろ、日本国憲法に対する森戸の関心は、 別のところにあった。森戸は、日本国憲法が、日本国民自ら制定した憲法であ るか、否か、ということを重要視した。森戸は、本委員会時から憲法制定後十 年以内に国民投票をおこない、日本国民による新憲法の制定を主張していたの である。

国民投票により、新たな憲法が制定される必要があると主張する森戸は、敗 戦直後に高野岩三郎、大内兵衛等と作った「憲法研究会」の憲法草案でも自衛 権を明文化していただけに、「憲法擁護」運動が憲法第九条の非武装平和主義に 直結することに違和感をもった。森戸は、「憲法擁護」運動に対して「はっきり 再軍備反対の政治運動と名乗るべきであって、憲法擁護の思想運動であるかの ような誤解を招く名前を用いるべきではない」とし、さらに、冷戦が進行する なかで、非武装平和主義の非現実性を非難していった(11)。

上記のような経緯から、森戸は日本社会党出身でありながら(広島大学長就任 時に離党)、岸(信介)内閣で憲法制定十周年を向かえて憲法改正の是非をめぐる 調査機関・憲法調査会が設置されるに際し、会長就任を強く要請された。結局、 森戸は、学長職と調査委員会長を兼務することは困難であると判断して調査委 員会長就任を辞退し、「憲法調査会私見」を発表した⁽¹²⁾。このなかで森戸は、 持論である制定十年以内の国民投票による新憲法制定論を展開するとともに、 新憲法制定時の特殊事情、すなわち、占領下で独立していなかった日本の状況、 東西冷戦の進行に見られる国際情勢、憲法制定が短時間でなされたこと等の問 題点を指摘する。そして、スローガン先行の憲法「改正」「擁護」論争を批判し、 憲法に対する国民的理解を促進させるためにも憲法調査会設置の重要性を説い たのであった。

また、森戸は、憲法制定時の過程について、設置された憲法調査会第十回総 会で参考人としても次のように証言している。

(前略) 憲法第九条にあるような絶対平和主義を願う人や団体は当時にあっ てもきわめて少なかった。また日本人が書いた憲法草案中には一つもそのよう なものはなかったと思う。この点は私のみるところでは成立過程においても内 容においても与えられたもの、あるいは押しつけられたものという考え方に非 常に理由があるように思う。しかし社会党はこれを支持したし私もこれを支持 した。私たちは国民が希望と理想をもって新しい事態に処し得るようにこの条 章を生かしていかなければならないと考えたからである。しかし私自身はこの 憲法は特殊の事情の下に制定されたものであるから一定期間の後に正式に再 検討すべきものである。そういう意味の規定を附則に加えるのがよいと考え、 こういう修正案を実は出したいと思って当時の与党の責任ある委員と相談し たことがある (後略)⁽¹³⁾

森戸にとって憲法第九条の非武装平和主義・絶対平和主義は、非現実的であ り、改正の対象でもあったのである⁽¹⁴⁾。

(3)国際主義・教育にもとづく森戸の平和論

森戸の国際主義に基づく「平和」に対する考えは、広島大学初代学長として 広島に赴任してから、より鮮明となっていく。まず、森戸は、赴任直後の昭和 25年(1950年)6月23日、広島市における第二回ユネスコ講演会で「人間の心の 中に平和のトリデを築く」と語り、ユネスコ精神の普及による平和を唱えたの であった。

森戸の平和論は、「現実的平和主義」を標榜するものであった。「世界の平和 は、平和の願望と平和機構だけで実現されるものではなく、世界と諸国に平和 の建てられる基礎条件が整備されることを要請している」とする。森戸は、「暴 力主義者の革命的平和主義」と「一国平和主義」を排し、構成員として「応分 の協力を惜しまない」国連中心主義を採った⁽¹⁵⁾。以下では、この点をより具 体的に見ていくこととする。

まず、森戸は、片面講和となったサンフランシスコ講和について

(前略) 日本としてはいろいろと希望はあるが、この条約は客観的情勢からいっても、無条件降伏した立場からみても不利ではない。公正です。一部には形のうえから不満をもつ向もあろうが・・・しかしこれらの人々も全面講和は望ましいが、現実のうえで不可能なことが今度の会議の模様をみてもよくわかったろうと思う。講和会議に東南アジアの諸国が参加しなかったのは残念だが、それらの国も主旨には賛成ですからね、一部の人々が条約のなかの希望にそわぬところをとくに大きくとりあげて、国民を失望させるようなことがあってはならないし、この講和が望ましくないものだというような考えが国民の間にひろがるようなことはあってはならないと思う。(後略)⁽¹⁶⁾

としていた。

昭和 26 年 11 月、日本国際連合協会島根県支部における講演のなかで、森戸 は平和憲法である日本国憲法とサンフランシスコ講和条約を合わせて完全なも のになるとしている。理由として、総力戦・科学戦であった第二次世界大戦が おびただしい犠牲を生み、戦勝国も敗戦国の国民も等しく平和を望むようにな り、平和の組織として国際連合が作られたとする。そのうえで、平和主義につ いて分析し、革命的暴力主義にもとづく平和主義を偽装平和主義として批判す る。非武装平和主義については、その孤立性を批判し、絶対平和主義に対して も、その思想の尊さを高く評価するものの、国際社会の一員としての主体であ る国の立場からは、余りに宗教的であり現実的でないとした。森戸が期待する 国際連合は、紛争を平和のうちに解決する機関であり、その際「平和の撹乱者」 に対しては力の行使もやむをえないとしている。そして、国際連合で資源問題、 経済問題、民族問題による戦争発生を防止しなければならないと主張したので あった⁽¹⁷⁾。

森戸は、さらに、「平和主義の現実的前進」を主張する⁽¹⁸⁾。このなかで森戸 は、占領下、占領軍の武力による「援護」により安全が保障されていたため、「観 念的な平和主義が不思議にも現実的なものとして」機能したと説明する。その 内実は、「内面的には理想主義的理念と宗教的信念に比べて、はるかに強大な連 合国の日本非武装の要請と、これに照応する国民の諦観、軍国主義に対する感 情的な反駁と国民大衆の平和の願望によって裏づけられていたからであった」 としている。しかし、独立により平和は現実的な性格が必要となったとし、森 戸は次のように述べている。

(前略) 平和主義の根本が無防備という外面的なものよりも、平和精神わけて も平和意志にあると信じている。というのは、いくら無防備の国でも、国々に 復讐精神や暴力主義が支配的であれば、平和国家ではありえないし、また強い 平和意志によって裏づけられない防衛無能力の平和国家は奴隷的平和国家に 転落せざるをえないであろうから。これに反して、たとえ軍備をもつ国であっ ても、国民に平和精神さえ旺盛であれば、十分平和国家の名に値する (後略)

としてスイス、スウェーデンを例示する。そのうえで、森戸は、

(前略) 現実的平和主義は平和精神と愛国心に基底をおくけれども、同時に平和のうち建てられる現実社会の実情と平和の擁護され推進される方途とを非常に重視する (後略)

と述べ、思想面では、「 絶対平和主義に対する相対的平和主義」「 孤立的 中立的平和主義に対する世界的平和主義」「 現状維持的平和主義と暴力革命的 平和主義にたいする平和革命的平和主義の立場」をとると主張した。そのうえ で、日本の平和主義は、「日本の独立と平和を貫くバック・ボーン」となり、「少 数者のセクト的信条でなく、国民大衆の確信」となることで世界的な連帯が可 能であるとしている⁽¹⁹⁾。

そして、森戸は、昭和 27 年 3 月 20 日、東京日比谷公会堂で日本国際連合協 会による講演を加筆した「国際連合の平和主義」⁽²⁰⁾のなかで、平和日本建設 の道を、平和憲法制定、講和条約締結、そして国際連合加盟と三段階に分けて 説明している。そして、普遍化する平和主義の願望に対して「強力な世界平和 機構の成立」を望むとともに、日本における平和主義の危機を主張する。日本 の平和主義は、厭戦主義と混同され、反戦主義となっても平和主義ではなく、 その陰で偽装平和主義が蔓延し、青年層に浸透しているとする。このような危 機を克服するためには、現実的平和主義が必要であると述べたのであった。

森戸の現実的平和主義とは、第一に一部の人・階級・国家の利害に規定され るものではなく、普遍的でなげればならないとするものであった。第二に、観 念的、抽象的なものではなく、現実的・具体的なものでなければならないとし、 第三に、聖人や賢者でなければ持てない高度の平和主義ではなく、一般国民も その運命を託することができる現実的な平和主義でなければならないと主張す る。そのうえで、日本は、国際連合の立場に立つ平和主義でなければならない とした。この国際連合の平和主義とは、世界規模のものであり、東西冷戦下で 困難な「中立又は孤立平和主義」に対して、世界規模の国際協力により平和の 実現が可能になる場所として森戸は高く評価する。森戸は、国際連合の集団安 全保障を受容れて世界的な平和を希求するべきであると主張する。その平和の 思想的基礎こそが、ユネスコであり、その憲章の冒頭にある「戦争は人間の心 に始まるのであるから、人間の心の中に平和の砦を築かなければならない」と いう原則を世界の諸国民のなかに平和精神として振興しなければならないとし た。さらに、国際連合の「世界人権宣言」を基盤に、平和の経済的基礎として 南北問題、資源問題、開発問題等を平和協力の中心として進めなければならな いとした。その意味で、独立日本の平和的努力とは、「国際連合の線にそう(現 実的な)平和主義を確立・強化してゆくことを意味する」と結論したのであった (21)

さらに、ユネスコが、1953-54年度から「世界共同社会に生活するための教育」 を活動の中心にしたことに対応して、当時、日本ユネスコ国内委員会副委員長 でもあった森戸辰男は、世界共同社会の実現を理想とし、その実現を漸進的に おこなうことを主張したのであった⁽²²⁾。

すなわち、森戸は、包括的、普遍的な存在として国際連合とともに歩む平和 主義を現実的なものとして推進した。そして、その思想的基礎としては、ユネ スコ憲章にある「心の中に平和の砦」を築くことを教育の主柱に置くことを主 張したのであった⁽²³⁾。

2.「ヒロシマ」と森戸

以上のような森戸の平和論は、世界最初の被爆地という「固有性」を持つ広 島において、どのように作用したのであろうか。原爆慰霊碑の碑文論争、原水 爆禁止をめぐる論争、原水爆禁止運動の三点から見ていくこととする。

(1)碑文論争と対米融和

原爆慰霊碑の碑文、「安らかに眠って下さい。過ちは繰り返しませんから」の 意味を、森戸は、「投じたものも、投じられたものも含めて、人間はもうこんな 過ちを二度と繰り返すまい。という世界市民らしい祈りは平和の都にふさわし い碑銘ではあるまいか」と高く評価した。それゆえ、広島市民に過ちはなく、「落 としたものの手は清められていない」というインド・R.B.パル博士の碑文に対 する批判(昭和27年11月3日)に対して⁽²⁴⁾、森戸は、パル博士の「深奥心理 には何かしらアジヤ人の白人にたいする憎悪と反感が、前者の後者に対する反 抗と闘争を期待する激しい心の片鱗が感ぜられないであろうか」として批判し た⁽²⁵⁾。

前章で明らかにした森戸の平和論は、「ヒロシマ」においても、平和の普遍性 という点で原爆慰霊碑碑文と共通の基盤を有していた。森戸は、パル博士の所 論のもつ、反西欧的な方向性に、敏感に反応したのである。このパル博士に対 する森戸の批判は、原水禁世界大会に見られる日本の平和運動に対する批判と もなっていった。

一方で、森戸は、反米に傾斜する広島の「平和」に対して、昭和26年1月末、 日本教育視察団の一員として渡米後の感想として、対日感情が好転していると 伝えたうえで「米国は平和を望んでいる。ただ、どんな無理をいわれても何も しないという敗戦主義的な平和ではなく、十分に準備をもったうえの平和だ」 とし、⁽²⁶⁾広島に対しても「広島市が平和都市になるという一大決意に大きな 敬意を払っていて、その意図が達成されるよう望んでいる人がとても多かった」 と紹介している⁽²⁷⁾。

つまり、森戸は、国際主義的な平和論から、広島は「平和都市」であるべき であり、「被爆地」のもつイメージを「負」のものとした。さらに、アメリカの イメージを好転させることで、アメリカに対する復讐心、怨念等を相対化しよ うとしたのであった。

前者の「被爆地広島」に対する「負」のイメージは、昭和26年8月6日の「座 談会"平和祭, を語る」(森戸の他に、浜井信三広島市長、大原博夫県知事、稲 葉俊作広島放送局長)で、原爆遺跡の保存を不要とし、「平和の殿堂をつくる方 により意義がある」と発言していたことでも理解できる⁽²⁸⁾。

(2)原水爆禁止と森戸

森戸は、昭和 29 年 8 月号の『文芸春秋』に、「平和の建設と反省」を発表し た。このなかで森戸は、原爆被害者の訴えは謙虚なヒューマニズムに基づくべ きだと主張した。これに対して、広島大学の理論物理学研究所所長三村剛昮教 授から批判がなされた⁽²⁹⁾。三村の批判は、反米的な立場からなされたもので あり、原爆体験の有無を前提とするものであった⁽³⁰⁾。三村等による原爆の被 爆体験からする批判は、原水爆禁止運動の立場からなされたものであった。

しかし、森戸は、「独立と知識人」のなかで、既に次のように述べている⁽³¹⁾

(前略)私は、日本は平和の国として世界平和の促進のために最善をつくすべき だ、と確信している。だがその際にも独立日本の平和の問題を現実的な立場で 考えてゆかねばならぬ段階では、平和の希望ほかならぬ感情的な非暴力平和論 や、人間性と世界の現状を十分考慮しない観念的な絶対平和主義はもう清算さ れてよいはずである。(後略)

そして、アメリカとともに、ソ連による戦略的平和論に対しても「もっと勇気 をもってその偽装が指摘されるべきではないか」と主張した。さらに、森戸は、 戦前・戦後の「知識人」の転向を君子豹変と揶揄し、その視野狭窄を「現実」 の立場から指摘。三村の批判に対して「原水爆の問題が国際関係の問題」であ るとしたうえで、「運動」を「国際的な権力闘争や反感敵意を挑発する手段」か ら、「信頼・協力・寛容を促進することによって平和的な国際関係を樹立するこ とに向けられなければならない」とした。そのうえで、「怨恨」や「うっぷんの 爆発」「コンプレックスを含めた道徳的なしかり声」ではなく、「謙虚なヒュー マニズム」であるべきだと主張したのである⁽³²⁾。

一方で森戸は、原子力の平和利用に積極的であった⁽³³⁾。それゆえ、被爆地 広島でも原子力の平和利用への理解を求めたのであった。同時に、ABCC(原 爆傷害調査委員会)の将来について、昭和三十一年二月二十日、森戸が始めて出 席した第二回ABCC日本側評議会で、森戸は、ABCCの将来について、個 人的な意見であるとしたうえで次のように語っていた⁽³⁴⁾。

(前略) 現在、原子力の平和利用が進展して居る情況から考えますと、ABCC は強化されねばならないと思います。原爆の災害の研究の継続と並んで放射線 の人体或は生物に及ぼす影響の基礎的研究を加えること。放射線医学の教育計 画を本格的に取り上げること。又この分野に関しては医師の再教育をこれに包 含せしめること。これは研究と教育と原対協の治療対策とが関連させられて広 島大学の協力の下に ABCC が medical center となって、やることが望ましい (後略)

と述べ、ABCCの治療機関化を具体的に提案していた⁽³⁵⁾。

森戸の平和論がもつ「普遍性」と、被爆という「ヒロシマ」の固有性が対立 するなか、森戸は漸進的な解決をめざす方向性も有していたのである。

(3) 原水爆禁止運動に対する批判

昭和43年8月6日付で広島市名誉市民として森戸は、「メッセージ(平和都市 広島と原水爆禁止運動) わたくしの回想と期待」を発表した。

このなかで「原水爆とその脅威のない世界平和の到来が日本国民のとりわけ 広島市民の切なる願い」であるが、核の水平拡散が進み、核不拡散条約が国際 的議論にあるにもかかわらず広島市民の関心は低くなっている事実を指摘する。 森戸は、「広島は原爆都市よりも平和都市であることを誇りとすべきだ」「原爆 は広島市民にとって最大の不幸であっても、何の名誉もない。他国の過失・不 名誉を得々とかかげ、かような誇りの上に新しい都市を建設すべきではなかろ う」、さらに「平和都市は諸国民の間の憎悪・敵意・復讐心の上にではなく、そ の善意・理解・寛容の上にこそ打ち建てられるべきものだ。しかるに、原水爆 禁止世界大会に列して、わたくしのうけた印象は、対米敵意の一色に塗りつぶ されていた。広島大学学長として世界大会のスポンサーになることをことわっ たのも、かような事情によったのである」としていた。

そして、原水爆禁止大会が「闘争の大会」となり、「あげくのはて、この運動 が三つの陣営に分かれて対立抗争を続けていることが、日本国民、ことに広島 市民のこの運動に対する関心と熱意を冷却させる重要な原因となったのだ。と いうのも、政党の指導するこれらの運動は、表面には平和と原水爆反対をかか げながら、実は、政治的目的を達成する手段にこれを利用するものと考えられ たからにほかならない」とする。原水禁運動のもう一つの特徴は、「原爆禁止と いう限られた見地に偏って、広く人類の進歩と平和の推進にじゅうぶん理解と 関心をもちえない」と主張する(具体的には原子力の平和利用)。

さらに、国際政治における冷戦構造の安定化・核兵器による恐怖の均衡に対して森戸は、「永続する平和の基本は恐怖の均衡ではなく、諸国民間の理解・信頼・寛容による連帯精神の確立にある。それゆえ、平和をめざすこの運動は、 困難な、そして場合によっては、相当に長い射程を持たねばならぬのではないのか」とする。最後に、慰霊碑に刻まれた「安らかに眠って下さい。過ちは繰 り返しませぬから」との素朴で自然な文言は、世界万民にかわって広島市民が 原水爆と戦争をしりぞけ、世界の平和を希求するための、もっとも現実的でか つ力強いヒューマニスティックな宣言ではないであろうか」と結んだのであっ た⁽³⁶⁾。

すなわち、森戸は、原水爆禁止運動が核不拡散条約問題等に対応できず、単 なる「反米」となり、政党・イデオロギーによって原水禁運動が分裂し、政治 的目的のために利用されていることを批判。平和に対する日本国民・広島市民 の関心と熱意を喪失させていると指摘するとともに、原爆慰霊碑碑文にある普 遍的な平和論と漸進的な解決への回帰を求めたのであった。

3. 平和の実践~自由で平和な一つの大学~

森戸は、自らの「平和論」を提唱するだけでなく、初代学長として新制広島 大学の建学の精神として、また、理念とするとともに、各種施策のなかで実践 していった。

(1)学長就任経緯

開学後、長い間、不在のままであった広島大学初代学長に森戸が任命されたのは、開学一年後の昭和 25 年 4 月 19 日のことであった。

森戸辰男は、GHQ民間情報局(CIE)に対して、昭和23年6月14日付で 広島大学設置の陳情をおこなった一員であった。また、森戸は、県民一体とな った総合大学・広島大学設立の陳情を受け取り⁽³⁷⁾、そして、学長を推薦する 文部大臣でもあった。このため、自ら学長に就任することは憚られた。さらに、 芦田内閣崩壊後の昭和24年1月23日の総選挙で日本社会党が片山潜元首相の 落選を含め、大惨敗を喫し、当選して日が浅く、支持した選挙民と社会党の再 建を考えれば、広島大学長の就任は躊躇された。

この間も県民一体となっての学長就任要請は続いた。社会党の運動方針をめ ぐる森戸稲村論争も一段落をついたことから、旧友大内兵衛法政大学学長の説 得、広島県出身の伊藤日出登文部次官をはじめとする文部省側の推薦があり、 社会党執行部も広島大学側からの説得を受け入れつつあった。森戸は、「政治の 有効な運営には、現段階では、遺憾ながら相当の大金を調達する手腕が必要で あり、したがつてまた、それにまけないだけの強く鋭い良心を必要とする」と いう二つの資格を有しておらず、「道徳を尊び、真実を語ることを習慣とするも のにとつて、政治の世界は必ずしもぴつたり身に合つた世界ではない」とも考 えていた。さらに、政治家の仕事が個人の人間生活・家庭生活を脅かすものと 考えていたことも背景にあった⁽³⁸⁾。森戸は、代議士辞職と広島大学長就任を 決意した。

昭和 25 年 4 月 18 日、代議士を辞するにあたって衆議院で森戸は特に発言を 許された(社会党からの離党は、4 月 8 日)。このなかで、広島大学に行く理由 として、 郷土からの就任要望、 「日本の再建は青年の向背にかかる」とい う確信、 平和都市広島にふさわしい大学をつくりたい、という気持の三点を あげている。特に、最後の点については、次のように語った。

(前略) 平和日本にとりまして広島は特別の意義を持つております。広島は日本一の軍都でありましたが、昨年皆さんのお力によりまして代表的な平和都市となりました。世界的に見ましても、原子力時代の世界の平和運動は、今日、ノー・モア・ヒロシマズ、もはや広島の惨劇を繰返すなということをスローガンといたしております。かような意味で、日本において代表的な、そして今や世的に見ても重要なこの平和都市は、それにふさわしい平和主義に立つりつぱな大学を持つべきであります。かような大学をつくりたいというのが、年来平和主義とユネスコと世界連邦の運動に強い関心と努力を拂つて来た私のささやかな今願でございます。(後略)

そして、「科学とモラルと教育を政治にいささかなりとも新生面を開きたい」という念願が、「文教政治と教育革命」に関心を注ぎ、文相として制度的に前進させたとの自負のうえで、森戸は、広島大学を戦前期の大阪労働学校に続く、実践教育の場として選んだのであった⁽³⁹⁾。

森戸は、昭和25年4月19日に広島大学長に任命され、同月23日に着任した。 そして、森戸は昭和25年5月25日の入学式に、大正九年の森戸事件で共に罪 に問われた大内兵衛とともに、入学式の壇上にたった。 森戸の広島大学長就任は、広島大学はもとより、広島県・広島市および県民 にとっても歓迎された⁽⁴⁰⁾。就任にあたり森戸は、広島大学・学生に対して「平 和への中核たれ」⁽⁴¹⁾、「平和運動の"瞳"たれ」と語った⁽⁴²⁾。

広島大学長としての森戸は、次記の森戸三原則を明らかにし、大学の再建を おこなった。そして、協同体論を展開して、先鋭化する学生運動に反対する姿 勢を明らかにしていったのである。

(2)森戸三原則

昭和 27 年 11 月 5 日、開学式において、森戸は、「変革期の大学」と題する講演をおこなった。

森戸は、広島大学が郷土の団体・個人からの支援により設立されたことを感 謝した上で、

(前略) 思いまするに、窮乏日本において、国家と地方とが。ともに耐えがた い犠牲を忍んで、本大学を開設するに至りましたのは、ここに祖国再建のため に精神的基礎を据えようとしたからであります。してみれば、本学がこの大き な付託に応える道は、何よりもまず、われわれが新らしい日本の向うべき国家 的・社会的理想を明示し、これに揺ぎない理論的な基礎づけを与えることにあ るのではありますまいか。そしてこれこそ、変革期におけるわが国大学の最も 大切な課題なのであります (後略)

と述べた。そして、「この理想が平和のうちに実現される、という確信と、これ が平和的実現のための具体的な方策とを研究説示してゆく、という重大な責務 を負っていることを忘れてはなりません」としたのであった。森戸は、「平和都 市」広島に「暴力と流血の道ではなく、平和と協力の道」を実践する場として 大学を位置づけ、「「平和な一つの世界」を待望するわれわれは、先ず自らの間 に民主的で平和な「一つの祖国」を建設すべきではありますまいか。そしてこ の「一つの祖国」の精神的基礎をなすものこそ、自由で平和な「一つの大学」 であります」としたのであった⁽⁴³⁾。この原型は、すでに昭和25年4月24日 の就任挨拶で、「一つの世界」「一つの祖国」とともに、広島大学を「一つの大 学」とすることが提唱されていたが⁽⁴⁴⁾、開学式であらためて、中国・四国地 方の中心大学、地域性のある大学、 国際性のある大学の三つの構想が、いわゆ る森戸三原則として明らかにしたのであった(「一つの大学」は、多くの包括校 を有する広島大学が求心力を持つことを含意したものでもあった)。

この森戸三原則の「国際性のある大学」こそが、森戸の「平和論」を具体化 するものであり、その基盤となるのが「大学協同体論」であった。

(3)国際性のある大学

森戸は、広島大学を原爆後の平和都市広島における文化的精神的中心として 位置づけることをめざした。具体的な施策としては、平和問題研究所を広島大 学に設置することが求められた⁽⁴⁵⁾。

森戸は、昭和26年1月に世界各国の大学に手紙を送り、広島大学の復興再建 に協力してくれるよう依頼した。平和都市の「平和の大学」建設に世界各国の 大学が協力することは、国際理解を進め、世界平和に寄与するものと考えたか らであった。具体的には、第一に、平和問題研究所の設立をめざして平和問題 に関する図書の寄贈を、第二に大学緑化への協力を依頼した。世界各国の大学 から送られてきた図書は「平和文庫」として図書館にて整備され、送られてき た苗木、種子および現金により大学の緑化計画が進められ、森戸自らの手によ っても植えられていったのである。また、昭和26年9月22日、森戸を会長と する広大平和問題研究会が発足した⁽⁴⁶⁾。このような森戸の平和論は、校章に フェニックスを制定、校旗の下地を復興の緑色と決定する背景ともなったので ある。

(4)大学協同体と学生運動

森戸三原則を実現させるため森戸は、昭和25年6月22日、教養部講堂にて、 「新制大学の使命 - 学生運動のありかたにふれて - 」と題する講演をおこなっ た。このなかで森戸は、一般教養にふれて次のように語っている。 (前略) 科学と技術の進歩と、人生の目的を正しく把握し、これを達成するようにこれをしようすることのできる人間の育成されることなしには、それは必ずしも真の文明の進歩的人類の福祉に寄与しえないばかりか、逆に、文明を破壊し人類を破滅に導く恐れがあるからである。諸君の知られているように、一般教養課程において自然科学と社会科学と人文科学とが均衡を保って配置されているのは、諸君を近代文明の分業的・技術的を世界の中の一つの歯車として、一つの機械として育成してゆくのではなく、科学と技術とを人間の理想に従って支配し得る人間の育成して行かねばならぬ、という意図に発しているものと思う (後略)⁽⁴⁷⁾。

そのうえで森戸は、大学を「教育と研究のための協同体」と定義し、「単に知 的・悟性的な「新しい人間」の育成だけでなく、全人的な人間としての「新し い人間の育成に全力を傾けてもらいたい」としたのであった⁽⁴⁸⁾。

このような大学協同体を形成するため、学生運動は、「第一に、建設的でなけ ればならぬ」⁽⁴⁹⁾とされ、階級概念を導入し、階級闘争の場とすることに反対 した。第二に、学生運動は自主的であることが望ましいとし、「学外の政治勢力」 による介入を排している。そして、第三に学生運動は民主的でなければならな いとして、「全学蹶起大会」と称して、少数の者が全体の意思を標榜することを 批判したのである。森戸は、当該期の学生運動が日本共産党の指導下にあった ことを批判し、大学という協同体の育成を主張したのであった。

森戸は、主に新入生が学生運動に勧誘されていることに、自ら私淑した新渡 戸稲造第一高等学校長による旧制高等学校の人格形成教育を対置した。森戸は、 新渡戸教育の実現を新設の一般教育課程において試み、度々講演をおこなって いる。

おわりに

広島の平和には、平和の持つ普遍性を追求する方向性と、「ヒロシマ」に代表 される固有性を追及する二つの方向性がある。ともに、平和を希求し、原水爆 廃止を目標とするものであったが、両者は、共存しつつも、時に厳しく対立し た。 広島において前者の「普遍性」を追及したのが森戸辰男であった。また、後 者の「ヒロシマ」を代表する動きが原水爆禁止運動であった⁽⁵⁰⁾。

二つの「平和」はともに、第二次大戦後の東西冷戦の進行にともなう地域紛 争・民族紛争の多発、これにともなう南北問題の激化や難民の存在・・・、こ のような国際社会の変化に伴い、変容を余儀なくされていった。

森戸の「平和論」では、当初、高い期待を寄せていた国際連合の無力化が意 識され⁽⁵¹⁾、森戸のヒューマニズムは、幾多の核実験や、米ソ両国から英、仏、 中国と核拡散が進むことで無力ではないか、とされた。しかし、森戸にとって は、彼の思想が持つ漸進性ゆえに、決してその理想・目標を失うことはなかっ た。一方、原水爆禁止運動は、担い手の政党色・イデオロギーが、冷戦に伴う 国際政治変動に連動したため、原水爆禁止の方向性をめぐって対立、分裂を余 儀なくされていった。当初からの思想的な反米色ともあいまって、分裂という 実態は、大衆運動としての基盤獲得と拡大を不可能とさせていった。それゆえ、 金井利博氏等による原爆被災白書運動にみられる実証的な基盤形成が必要とな ったのである⁽⁵²⁾。

国際平和都市としての広島の復興は、戦後日本の政治環境(占領下)にも規定 されて、「原爆都市」としてではなく、「平和都市」としての再生であり、基本 的に森戸の「平和論」・普遍的な「平和論」の上に形成されたものであった(こ れと対をなすのが被爆者援護行政であった)。戦後の広島が、基本的に「平和都 市」としての再生であったがゆえ、「棄民」状態に置かれていると感じた被爆者 は、平和都市建設に対する「原爆スラム」に象徴されるように「平和都市」を 推進する「体制」に対抗する「反体制」の立場に自らを置いていった。

日本は、アメリカを中心とした連合国軍によって間接統治下に置かれ、「二つ の世界」にあって西側諸国に帰属した。この過程で原水爆禁止運動は、イデオ ロギーや政党利害等によって分裂していったが、中心的な二団体は、反米色を 強めていった。それゆえ、森戸の「平和論」は、反米による原水禁運動の拡大 や、民族主義的な反米に対する「封印」と「抑止」としても機能したといえよ う。

そして、戦後 60 年たった今も、森戸の「平和論」や原爆慰霊碑碑文に共通す

-21-

る「世界平和」という「普遍」的な主張と、世界最初の被爆地「ヒロシマ」の 「固有性」を象徴する原水爆廃絶が、平和祈念式典における広島市長による平 和宣言等でも並存しているのである。

註

- (1) 疎開先の鬼怒川で森戸は、アユ釣の最中に艦載機による銃撃をうけている。
- (2) 森戸は、昭和38年9月に広島市名誉市民を、昭和46年11月には文化功労者顕彰を、 そして、昭和49年4月に勲一等旭日大綬賞の叙勲を受けている。
- (3) 森戸辰男著『思想の遍歴 上 クロポトキン事件前後』昭和 47 年、春秋社。
- (4) 新渡戸の武士道精神が、森戸家の士族精神とも共通していたことが、その国際主義 を受容れることを容易にしたと考えられる。後に、森戸がユネスコ活動に熱心であっ たのも、新渡戸が国際連盟知的協力委員会事務総長として世界の代表的な文化人(ア インシュタイン、ベルグルソン、フロイト等)とともに運営にあたっていたことも関 係があるだろう。
- (5) 森戸辰男著『思想の遍歴 上 クロポトキン事件前後』昭和 47 年、春秋社。201 頁。
- (6) 森戸は、社会変革における暴力革命という方法を平和から最も遠い方法であると考 えていた(森戸辰男著『平和革命の条件』東京出版会、昭和 25 年)。
- (7) 森戸辰男氏講演『文化国家の建設』日本社会党、昭和 21 年 7 月、2 頁。
- (8) 森戸は、文化の建設を、「文化革命」として破壊から生み出すのではなく、「われわれは古い文化を破壊するのではなく、古い文化を新しい文化の中心に包」み、民族の個性等の尊重等も主張するものであった(森戸辰男氏講演『文化国家の建設』日本社会党、昭和21年7月、26頁)。
- (9) 高橋彦博「憲法議会における「ワイマール・モデルー生存権規定の挿入一」『社会 労働研究』第37巻第1号、平成2年7月。確かに、日本社会党を代表して小委員会 に参加した森戸と鈴木義男は、日本国憲法にワイマール憲法の生存権を入れるために 腐心した。しかし、議事録を読む限り、その改正は、占領軍から示された草案(英文) の直訳という形態を避けつつ、日本国民が制定したという形にするため努力したもの であるが、草案そのものから逸脱しないことも前提としていたのであり、高橋のよう に「改正」に力点を置くよりは、結果として「押し付けられた」実態に重点を置くほ うが自然であろう。
- (10) 第二回(昭和 21 年 7 月 26 日)、第三回(昭和 21 年 7 月 27 日)、森清監訳『憲法改正 小委員会秘密議事録—米国公文書公開資料—』第一法規出版株式会社、昭和 58 年。
- (11) 森戸辰男「中国論壇 憲法擁護について」『中国新聞』昭和28年1月4日。
- (12) 『中国新聞』昭和 32 年 6 月 1 日。
- (13) 昭和 33 年 2 月 19 日。
- (14)とはいえ、森戸が憲法第九条の精神を全く否定したわけではない。昭和43年7月 26日に栃木県塩谷郡塩原町で開催された日本ユネスコ国内委員会主催の国際理解教 育全国セミナーにおける「国際情勢と平和への道」と題する講演のなかで森戸は、「国 体の護持」という天皇制維持の立場から、天皇制と軍事を切り離し、天皇制維持のた めに非武装平和国家条項を入れたのであり、現実的な選択であったとしている。また、

「非武装平和国家はあくまでも平和運動のゴールであってスタートではないのであ ります。ところが、このゴールをスタートとしたことは、 - 当時の特殊の事情を別に すればーきわめて非現実的な施策であったというほかありません」としている。

- (15) 「平和の危機と現実的平和主義」『中国新聞』昭和 25 年 8 月 6 日。
- (16) 佐藤尚武・森戸辰男対談「講和後の日本の進路」『中国新聞』昭和 26 年 9 月 14 日。
- (17) 森戸辰男氏講演『国連と平和主義』日本国際連合協会島根県支部、1972年2月。 なお、森戸は、平和の達成に経済的問題もあることを早い段階から主張していた(森 戸辰男「平和の経済的基礎」森戸辰男・大内兵衛著『平和の経済的基礎』昭和27年、 統計の友社)。
- (18)「日曜評論 平和主義の現実的前進」『読売新聞』昭和 27 年 4 月 27 日。
- (19) 同様の内容として、森戸辰男「独立と平和主義 上・下」『東京新聞』昭和 27 年 4 月 28・29 日)がある。
- (20) 森戸辰男著『国際連合と平和主義』日本国際連合協会、昭和 27年。
- (21) 同前注、36~37頁。 なお、日本国憲法が制定されたのが、昭和21年(1946年)11月3日であり、翌4日が、 ユネスコ憲章(国際連合教育科学文化機関)の発布であった。国際平和主義を採用して いる点で、憲法前文の精神とユネスコ憲章との類似性も指摘できよう。
- (22) 森戸辰男『世界共同社会に生活するための教育』日本ユネスコ国内委員会、昭和 29年2月。
- (23) なお、森戸は、ネルー著『マハトマ・ガンジー』を通じて、絶対平和主義の信奉 者としてのガンジーを「現実の解放運動、特に独立運動に即したものであった」、「彼 は不服従運動など運動の手段を重視した他面に、その精神的裏付を強調した」、「彼は また彼の思想を機械的・公式的に適用しないで、直観的であれ、いわば現実科学的に その成功条件を周到に測定した上で、これを適用した」と評価する。ガンジーの戦争 支持と、絶対平和主義の矛盾は、その現実主義的な矛盾の運用を評価したのであった (森戸辰男「平和主義の現実的解明」『朝日新聞』昭和 27 年 1 月 22 日)。なお、一年 後、向坂逸郎は、反対に「絶対平和論は。一見その正反対のものであるファシズムを はらむ。なんとか理屈がつくと、一切の戦争を『許す』からである・ガンジーの現実 の国際戦争に対する態度もこれを示した。戦争の悪を憎むならば、平和の敵と積極的 に闘わなければならぬ」と全く反対の意味に解している(「平和のための闘いーガン ジー受難の日に想うー」『朝日新聞』昭和 28 年 1 月 22 日)。
- (24) 極東軍事裁判(東京裁判)において日本無罪論を展開したパル博士は、当時、世界連 邦アジア会議のインド代表として来日していた。
- (25) 森戸辰男「平和を求めて」『毎日新聞』昭和 27 年 11 月 9 日。
- (26)「対日感情非常に好転 森戸学長の米国視察談」。毎日新聞』昭和 26 年 5 月 19 日。
- (27) 「原爆都市復興に関心 森戸さん三月振りに帰広」『中国新聞』昭和 26 年 5 月 19 日。
- (28) 『中国新聞』昭和 26 年 8 月 6 日。
- (29) 三村剛易「読者の会議室」『中国新聞』昭和 29年7月 24日。
- (30) 「平和をめぐる論争 今週の窓」『中国新聞』昭和 29 年 8 月 1 日。
- (31) 『毎日新聞』昭和 29 年 1 月 6 日。
- (32) 森戸辰男「三村教授の『原水爆と日本人』にたいして」『毎日新聞』昭和 29 年 8 月 2 日。
- (33) 「日本の新しい太陽」『読売新聞』昭和 30 年 5 月 1 日。
- (34)「第二回 ABCC 日本側評議会議事録」昭和 31 年 2 月 20 日、広島 ABCC 講堂、『森 戸辰男関係文書』(MO04030300200) 広島大学文書館所蔵。
- (35) 昭和 36 年 10 月 16 日、アメリカ政府からの贈与による広島大学医学部新病棟の

落成披露式が開催され、エドウィン・ライシャワー駐日米国大使による記念講演が開催されている。また、同年、広島大学に原爆放射能医学研究所が設置されている。

- (36) 本「メッセージ」は、1962 年 8 月 5 日の NHK 日曜解説の手稿「原水爆と日本人」 とも同様な内容である。
- (37)昭和22年10月14日付広島県知事楠瀬常猪より文部大臣森戸辰男宛学第1315号 「国立広島綜合大学設立に関し申請」昭和23年1月3日付広島県知事楠瀬常猪より 文部大臣森戸辰男宛「国立広島綜合大学設立に関し再度申請」学務課『広島綜合大学 設立一件』、広島大学文書館所蔵。
- (38) 森戸辰男「政治と教育 国会から大学へ 」『読売評論』第二巻第八号、昭和 25 年 8 月。
- (39) 昭和 25 年 4 月 18 日、衆議院本会議第 38 号、衆議院議事録。
- (40) 昭和 25 年 4 月 20 日、中国新聞社説。
- (41) 「広島大学長の森戸さん 就任の抱負・大いに語る」『中国新聞』昭和 25 年 4 月 14 日。
- (42) 『中国新聞』昭和 25 年 4 月 24 日。
- (43) 森戸辰男著『変革期の大学』昭和 27 年、広島大学本部。
- (44) 「広島大学長就任の辞」『森戸辰男関係文書』広島大学文書館所蔵。
- (45) 「社説 平和の研究機関を作れ」『中国新聞』昭和 25 年 8 月 3 日。広島平和科学 研究所は、昭和 37 年 8 月 22 日に設立されたが、本格的な活動することなく終わった。
- (46) 発足に際して森戸は、少々長くなるが次のように述べている。

平和問題研究会の健全な育成を希うものは、単に広島大学のわれわれだけではない。 広島全市はもとより、ひろく日本の国民も、世界の諸国民も、もしも彼らがこの企て を知れば、これに多大の期待をかけるに違いない。

なぜかというに、多くの平和問題は今日解決ずみのものではなく、まさに解決をま つ緊迫した問題だからであり、広島大学は少くともこの点に関しては、権威ある寄与 をなしうる運命の地の学園だからである。実際、平和の現段階は、平和主義すなわち 絶対平和主義なのか、厭戦主義とは平和主義にどう役立つか、共産主義は果して平和 主義的なのか、と云うような基本的な点についてすら、はっきりとした認識ができて いないのではなかろうか。

それゆえ大学に於ける研究会の課題は、これらの問題を問題としてとりあげ、これ に学問的な解明を与えることにあると思われる。従ってこれは決議や宣伝を急ぐ行動 団体たるべきではなく、教授と学生との協同的な本当の研究団体たるべきであろう。 会長森戸辰男「創刊に際して」『HARP NEWS』創刊号、1951 年 12 月 3 日。

この平和問題研究会には、森滝市郎広島大学文学部教授なども当初から参画していた が、文部省研究費がつかないという経済的問題および総合研究の困難さから、開店休業 となり、平和研究所構想が立ち消えとなるなかで終息して行く。これに代わって、広島 大学理学部教授佐久間澄を中心に、広島市内の各大学有志による「平和と学問を守る大 学人の会」が、昭和 28 年 2 月に結成されている(2 月 21 日に発足大会、その後、会報、 研究論集等を発刊。昭和 43 年まで活動した)。

- (47) 森戸辰男著『変革期の大学』広島大学本部、昭和 27 年、38 頁。
- (48) 同前注、44頁。
- (49) 同前注、45頁。
- (50) 被爆問題については、幾多の運動が存在するが、それらは、「平和」論を下支えす るものであった。被爆問題は、「平和」問題に昇華された場合、結果的に、この二つ の方向性のどちらかに収斂している。本論の対象ではないが、原水爆禁止運動は、1945

年8月6日で止まった時計の針をすすめるものであったが、その原動力は「怒り」で あった。

- (51) 森戸辰男「平和と人間」『尚志』第37号、1962年3月25日。
- (52) 同時に、森戸に対応しうる「ヒロシマ」の固有性を体系化する学問形成が出来なかったことも背景に存在しているといえよう。